

実地指導における指摘事項

(指定居宅介護支援)

介護サービスの担い手である事業者は、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保のため、介護保険法等の各種関係法令を遵守する必要があり、保険者においても、介護サービスの適切な実施を確認し介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保に努めるため、介護保険法等に規定された指導等を実施しています。

各事業者におかれましては、それぞれのサービスに定められた基準をご確認いただき、基準を充足することで足りるとすることなく、事業の適切な実施及び運営の向上に努めるようお願ひいたします。

うるま市 福祉部 介護長寿課

①居宅サービス計画の説明及び同意について

- ・居宅サービス計画の変更の際に文書による同意がない

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書による同意を得ることが必要です。

②サービスの質の評価について

- ・自己評価に関する取組が実施されていない

事業者は、自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬいため、利用者及びご家族へのアンケート聴取や従業者等による自らの業務に係る評価など、定期的な自己評価に取り組むことが必要です。

③アセスメントの実施について

- ・生活状況等について十分に把握できていない
- ・解決すべき課題を導き出せていない

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の有する能力や既に提供を受けている指定居宅サービス、介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握することが必要です。

④サービス担当者会議の開催について

- ・サービス担当者会議の開催の記録が確認できない

介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により利用者の状況等に関する情報を担当者と共有すると共に、居宅サービス計画の原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求め、当該会議の要点又は照会内容について記録することが必要です。

⑤居宅サービス計画の交付について

- ・作成した居宅サービス計画が利用者及び担当者へ交付されていることが確認できない

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付することが必要です。

⑥居宅サービス事業者等に対する個別サービス計画の提出依頼

- ・個別サービス計画の提出を求めたことが確認できない

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することが必要です。

⑦モニタリングの実施について

- ・居宅を訪問したことが確認できない

介護支援専門員は、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、利用者の解決すべき課題の変化に留意し、解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連携を行うことが必要です。

⑧医療サービスの利用について

- ・主治の医師等の意見を求めたことが確認できない
- ・主治の医師等へ居宅サービス計画を交付したことが確認できない

介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、居宅サービス計画に位置付ける場合には主治の医師等の指示があることを確認するとともに、意見を求めた主治の医師等に対し居宅サービス計画を交付することが必要です。

⑨研修の機会の確保について

- ・年間の研修計画が策定されていない
- ・研修の参加状況が不明瞭である

事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を確保とともに、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めることが必要です。

⑩個人情報の利用に係る同意について

- ・文書による同意が得られていない

事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬため、記載漏れ等に留意し、文書による同意を得ることが必要です。

⑪苦情処理について

- ・苦情を受け付けるための意見箱等の設置が行われていない
- ・苦情処理に関するマニュアル等が整備されていない

事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければないため、意見箱等の設置、記録するための様式等の整備、苦情対応マニュアルの策定等により、体制を整えることが必要です。

⑫事故発生時の対応について

- ・事故発生時の対応に関するマニュアル等が整備されていない

□事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないため、事業所の体制に沿ったマニュアル等を整備し、事故発生時に速やかな対応ができるよう体制を整えることが必要です。

⑬記録の整備について

- ・記録の整備及び保存が十分に行われていない

□事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないため、個々の利用者ごとの居宅介護支援台帳の整備及び保存に努めることが必要です。

⑭入院時情報連携加算の算定について

- ・情報提供に関する記録が確認できない

□入院時情報連携加算は、利用者が病院等に入院するに当たって、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定する加算であり、情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について居宅サービス計画等に記録する必要があります。

⑮退院・退所加算の算定について

- ・情報提供に関する記録が確認できない

□退院・退所加算は、病院等に入院又は入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、当該病院等の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成しサービスの利用に関する調整を行った場合に算定する加算であり、利用者に関する必要な情報、カンファレンスの内容等について居宅サービス計画等に記録する必要があります。

⑯緊急時等居宅カンファレンス加算の算定について

- ・カンファレンスに関する記録が確認できない

□緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院等の求めにより当該病院等の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する加算であり、カンファレンスの開催について居宅サービス計画等に記録する必要があります。

⑯ターミナルケアマネジメント加算の算定について

- ・利用者又は家族の同意がない
- ・訪問及び支援に関する記録が確認できない

☞ターミナルケアマネジメント加算は、在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者）に対して、その死亡日及び死亡日前日 14 日以内に 2 日以上、利用者又はその家族の同意を得て利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に提供した場合に算定する加算であり、ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族が同意した時点以降は、支援経過を居宅サービス計画等に記録することが必要です。